

## 労使協定(賃金テーブル)の記載例 ②

### (記載例②)

別表2 対象従業員の基本給、手当及び賞与の額

下記の要件の場合

- ・賃金等級：3等級に区分
- ・賞与：支給なし
- ・通勤手当：上限あり（上限1万円）
- ・退職金：中小企業退職金共済制度（6%以上の掛金）を採用

#### 【派遣先事業所が大阪府の場合】

等級	職務の内容	基本給額 (※1)	通勤手当	合計額 (※3)	職業安定 局長通知 の一般賃 金額	左記の 対応年 数	通勤手当	合計額 (※2) (※3)
A ラ ン ク	上級ソフトウェア 開発技術者 (AI関係等高度な プログラム言語 を用いた開発)	2,312～	58	2,370	2,290	10年	72	2,362
B ラ ン ク	中級ソフトウェア 開発技術者 (Webアプリ作成等 の中程度の難易 度の開発)	1,862～	58	1,920	1,847	3年	72	1,919
C ラ ン ク	初級ソフトウェア 開発技術者 (Excelのマクロ 等、簡易なプロ グラム言語を用 いた開発)	1,422～	58	1,480	1,401	0年	72	1,473

(備考)

1 通勤手当の算出方法

$10,000 \text{円} \times 12 \text{ヶ月} \div 52 \text{週} \div \text{週の所定労働時間 (40時間)} = 57.692 \dots \rightarrow 58 \text{円}$

<記入上の注意事項>

- ※1 基本給額には派遣労働者の基本給及び各種手当（賞与、超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。
- ※2 職業安定局長通知の一般賃金額に通勤手当72円を加算した額を記載。
- ※3 自社の賃金額の合計額が職業安定局長通知の合計額を上回っていれば良い。  
(個々の項目ごとに比較する必要はない)